

## 第2回須坂市手話言語条例意見交換会 会議録

### 1 開会

(丸山福祉課長)

本日の意見交換会の司会進行を務めます、須坂市役所福祉課長の丸山理樹と申します。よろしくお願ひいたします。

須坂市校長会森上小学校長の松本委員さん、信州須坂観光協会の町井委員さんが都合により欠席との報告をいたします。

(出席委員 10名)

### 2 あいさつ

(荻原健康福祉部長)

須坂市健康福祉部長の荻原幹子です。よろしくお願ひいたします。

本日はご多忙の中、第2回となります須坂手話言語条例意見交換会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の意見交換会では、手話言語条例制定の目的や、県内市町村の条例制定状況、また、須坂市の現状と課題などをご説明させていただき、出席の委員の皆様からは、聞こえない方、聞こえにくい方へのかかわりや、手話に対する思いや御経験等、様々なお話をお聞きすることが出来、改めて感謝申し上げます。

後ほど担当者よりご報告いたしますが、現在、手話の普及に関する取組を、聴覚障害者協会の皆様、手話サークルの皆様とともに進めております。

同時に、手話言語条例に関する勉強会を重ね、須坂市手話言語条例の素案を作成いたしました。

本日は手話の普及に関する取組の推進状況並びに須坂市手話言語条例の素案についてご説明させていただき、委員の皆様の忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 協議事項

進行（丸山福祉課長） (1)について、説明を求めた。

#### (1) 須坂市手話言語条例（素案）について

事務局（障がい福祉係の牧より説明）

資料1 須坂市手話言語条例（素案）をご覧ください。

条例制定の目的について、市では第6次須坂市総合計画の中で、みんなで支え合う福祉のまちづくりを基本施策とし、地域福祉の推進、及び障害者福祉の充実を図るよう、取組を進めています。

その目的は、手話が言語であることの認識が市民に広く理解され、普及することで、障害のあるなしにかかわらず、ともに支え合い、生き生きと暮らせる社会を目指すことを目的としております。

素案について読み上げて、説明をします。

## (前文)

手話は言語である。手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語である。ろう者にとって、手話言語は、物事を考え、意思疎通を図り、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、大切に受け継がれ、発展してきた。

しかしながら、市民が手話に接する機会は少なく、市民のろう者及び手話に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況である。そのため、ろう者は、自らの意思を伝え、また、相手の意思を受け取ることをあきらめ、社会参加の機会も制約してきた。

このような状況をなくすため、ろう者への理解、手話による意思疎通や情報の取得ができる環境整備など、さらなる取組を進めていかなければならない。

未来に向けて、きこえない子どもたちが安心して育ち、ろう者としての誇りを育み、自ら社会参加ができる環境づくりを進めることが重要である。

須坂市は、手話が言語であるという認識を広く市民に普及することで、障害のある人もない人もともに支え合い、生き生きと暮らせる地域社会を目指すため、この条例を制定する。

### 【説明】

前文について、法律の前文とは、条文の前に置かれ、法令、今回は条例ですが、条文制定の趣旨など、どのような理念に基づいているのかを示して、条例への理解を深める役割の文章です。

須坂市聴覚障害者協会と須坂手話サークルの皆さんと勉強会を行い、作成しました。

### 【説明】

「しかしながら・・・」から三行の意図は、これまでには、大変な状況があったこと、困ったこと、苦しんだこと也有ったので、ろう者がきこえる人と同じように生活できる社会になってほしい、ろう者が、手話で話しているのを分かってほしい、簡単な手話を学んでほしいという気持ちがあります。

例えば、きこえる人が、ろう者とのコミュニケーションの仕方について理解がないため、落ちついて考えると、筆談は可能なのですが、きこえないと分かると、相手の人がコミュニケーションをとろうとされないことがあります、ろう者がきこえる人との会話を諦めてしまう場面がありました。

### 【説明】

「未来に向けて・・・」からの文章の意図について、安心してして育ちというところは、生まれた子が、耳が聞こえないと分かったとき適切な機関に相談することや、安心して手話が使える環境があること、手話を使っていても変な目で見られないなどということがあります。また、成長の過程において、自分自身のアイデンティティーを持つことや、聞こえないということを受入れていくことが大事であり、ろう者として誇りを持って生きていけるようにしたい、そうしたことを見られて社会が認めて、支えてくれるような環境であってほしいという願いがあります。

## (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者に対する理解の促進、及び、手話言語の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、すべての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、「ろう者」とは、聞こえない者及び聞こえにくい者のうち、手話を使い、日常生活または社会生活を営む者をいう。

### 【説明】

「ろう者」という言葉のほかにも「きこえない人、きこえにくい人」という表現を考えたが、これですと、手話言語を使用する人なのかが分かりづらく、手話の普及や、手話言語の理解を促進していくには、「ろう者」という表現が適切であると考え、この条例の中では、「ろう者」という表現とした。

## (基本理念)

第3条 ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

- 2 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と普及を図り、手話言語での意思疎通を図りやすい環境を構築するものとする。
- 3 ろう者は、手話言語等による意思疎通を円滑に図る、権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

### 【説明】

この条文は、手話を言語として尊重し、聴覚障害者が社会参加できる環境を整えること、市民の理解を深めることを基本理念として定めている。

## (市の責務)

第4条 市は基本理念に対する理解を深め、手話言語の普及と、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を、保障するため、必要な施策を講ずるものとする。

### 【説明】

市が主体的に、手話施策を総合的に推進することを明示しています。責務とは、果たすべき重要な役割という意味になりますが、とりわけ市はその責任と義務がある。

## (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話言語に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境を整備し、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

【説明】

市民及び事業者も、手話の理解を深め、施策の推進に協力する重要な役割を持つことを定めている。

### (ろう者の役割)

第7条、ろう者は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の推進に関する施策に協力するとともに、主体的かつ自主的に手話の普及に努めるものとする。

【説明】

施策の推進には、当事者である皆さんの協力が大事であり、聴覚障害者協会さんとしての活動も、今後も引き続き推進していただくという意味がある。

### (手話通訳者の役割)

第8条 手話通訳者（市長が別に定める試験に合格した者その他市長が別にし定める者をいう。以下同じ）は、基本理念に対する理解を深め、手話言語の推進に関する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

【説明】

括弧書きとなっている文章について、市長が別に定める試験というのは、2001年から実施されている手話通訳者全国統一試験のこと。

その他市長が別に定める者というのは、2001年より前は、都道府県単位で試験があり、現在活躍中の方もこれに合格されているので、その方々が該当する。

法律の文章としては一定の形がありましてこのような表記をしている。

また、第7条と同様に、施策の推進には、手話を使い、意思疎通支援をする手話通訳者の皆さんの協力が必要で、手話の技術向上にも努めていただくという意味がある。

### (学校における手話言語の普及)

第9条 市は、学校教育において、基本理念に対する理解を深め、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、学校において、児童・生徒及び教職員に対し、手話言語を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

【説明】

学校現場の教職員の皆さんの理解と協力をいただいて施策を進める必要がある。

### (災害時の対応)

第10条 市は、災害時または緊急時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

**【説明】**

現在、NET119 の導入や、避難所等でのアイドラゴンの活用を進めている。聴覚障害者協会と市長との懇談の中で、災害や緊急時の対応については協会からの要望もある。

(施策の推進)

第 11 条 市は、手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）に基づき、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及に関する施策
- (2) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築に関する施策
- (3) 手話通訳者等の確保及び養成に関する施策
- (4) 手話言語を学ぶ機会の確保に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

**【説明】**

具体的に推進していく施策を項目で分けて示しています。どのようなことを行うかは、施策推進方針の中で決めていくこととなります。

(意見の聴取)

第 12 条 市は、手話言語に関する施策の推進に当たって必要がある場合は、当事者団体等から意見を聞くものとする。

**【説明】**

当事者団体等とは、須坂市聴覚障害者協会と須坂手話サークルのこと。また、施策の内容によって、その他の関係団体に相談することもある。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

**【説明】**

この条例の中で規定されていない事項については、市長が定めるほかの規則などに委ねることを意味する。この条例を実際に効力を持たせるための事務的な手続きのこと。

(附則) この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この条例の素案は本日初披露です。今後、府内の検討を経て、市民の皆さんに公開しパブリックコメントを行い、3月議会での議決を経ていく予定です。この間に、文言や名称などの表記については再度検討し、変更となる場合があるので、ご承知いただくようお願いします。説明は以上です。

進行（丸山福祉課長）

（1）の説明について、質疑・意見を求めた。

（須坂市身体障害者福祉協会）

第6条の、ろう者が利用しやすいサービスの提供とか、これは具体的にはどんなことですか。

（福祉課）

具体的に、例えば企業で職員を雇用しているなかで、意思の疎通の支援ということで、何かの機会に手話通訳者さんを、派遣し会社の中で理解、意思疎通ができるようになることや、商店さんですと、コミュニケーションボードや、手話で簡単な挨拶をするなども含めて、サービスをして提供していただくということを想定しています。

（須坂市聴覚障害者協会）

協会として、今のところ（補足など）特に意見はありません。

進行（丸山福祉課長）

今後、府内の検討やパブリックコメントなどを進めていく予定ですけれども、もし何かお気づきの点ありましたら、福祉課事務局までお問合せください。

次に、（2）の須坂市からについて、説明を求めた。

（2）今後の取組みについて ○須坂市から

事務局（障がい福祉係の宮下より説明）

資料ナンバー2 須坂市の手話の普及に関する取組み＜進捗状況＞をご覧ください。

（資料No.2に記載のとおり、説明）

○資料以外の取組みについて、説明。

・NET119について、こちらは聴覚や話すことの障害により、音声での緊急通報が困難な方のためのサービスです。事前に登録をしておくことで、緊急時に通報者と消防署がスマートフォン等のGPS位置情報とリアルタイムもしくは、チャットにより救急要請等が可能となります。運用開始に向け、11月に登録説明会を開催します。

・墨坂中学校での学習会について

墨坂中学校から手話言語条例について学習したいと福祉課に相談があり、須坂市聴覚障害者協会と福祉課職員で、10月30日に伺う予定です。

手話言語条例への思いなどを講義するとともに、手話言語とは、手話通訳者とはと

いうことについても、生徒の皆さんにお伝えしたいと考えております。

#### ○市役所内の取組について

今月 10 月 9 日に庁内会議を行い、各課で聴覚障害者とのかかわりや課題に感じていることはどのようなことか、今後部署内で実施したらよいと思う取組みや、研修について話合いました。

ろう者が来庁された際は、市の設置通訳者が同行し、対応することが多いが、筆談で対応した際には時間がかかることや、正確に伝わったか不安が残るという意見がありました。

今後の取組等については、窓口応対でコミュニケーションボードを用いて、来庁された目的をお伺いしてはどうか。職員向けの手話講座の開催はどうか等の意見が出されました。

**資料3 須坂市手話言語条例施策推進方針（素案）**をご覧ください。

これは、条例制定後、須坂市として具体的にどのような取組を進めていくのかを示すもので、今後作成していく予定です。

(資料のとおり)

作成に当たっては今後庁内各課と協議、周知を図ってまいりたいと考えております。私からの説明は以上です。

進行（丸山福祉課長）

(2) の須坂市からの説明について、質疑・意見を求めた。

(須坂手話サークル)

長野県で、手話の出前講座をやっていますが、それとは別に市でも出前講座をやつていただけるのか、予算が付くのかお聞きします。

(福祉課)

市でも出前講座を検討してまいりたいというふうに考えています。

(須坂市身体障害者福祉協会)

2 番の手話言語に親しみ、学ぶ機会、これは本当に大事なことだと思います。

手話のカレンダーを見て学ぶのもよいが、動きのあるビデオなども活用したら良いのではないか。

ほかに、例えば野外広告のように、時間のある時に見て、いつの間にか頭に入ってしまうというようなものを、市の施設の廊下に置いて、映像で簡単な手話を流してみるのもいいのではないか。

(福祉課)

繰り返し研修を受けたほうがいいという意見は、庁内の会議の中でもあります、1

回限りの講習ではなく、動画を使って学ぶ機会があればよいという意見もありましたので、また考えさせていただきます。

進行（丸山福祉課長）

次に、（2）の各団体からについて、説明を求めた。

事務局（牧より説明）

本日校長会の委員さんが欠席でございますので、事前に私の方で訪問をしてお話を伺ってきましたので、小中学校の取組について、お話しさせていただきます。

○小中学校の取組について、

森上小学校では、令和6年度昨年度は4年生の総合的な学習で手話を学習した。今年度は11月に校長講話で手話に関する内容をお話しすることを予定している。森小学校でも取り組んではおりますが、手話やろう者についてだけでなく、昨年度は、全盲の山浦未夢さんの講演会や点字の学習を実施している。

（市内の小中学校については、学校教育課からの情報ですと、学校により毎年手話の学習をされているところ、例えば、東中学校や旭ヶ丘小学校がある。

また、その年によって総合学習の時間に取り入れている学校がある。手話やろう者に限らずその他の障害についても学んでいる状況があるが、学校では、まず、社協さんに相談し、講師等の調整をしていただいていることが多い。）

○課題などについて

子どもの気づき、興味、関心を引き出すきっかけが重要で、そこから学びへとどう発展させていくかが問題であり、先生方が手話について気持ちを向けていないと、授業に取り入れていくのは難しい面がある。

また、全校一斉にこれをやってほしいというのは、押しつけになってしまって、今の段階では授業としては難しいのではないか。

学級活動として、道徳、人権は年間35時間あるが、内容は既に決まっており、そこで新たに取上げていくのも難しい状況がある。

○今後の取組の方向性として

クラスの総合的な学習で取り組むのがよいのではないか。PTAの講演会で手話に関する内容を実施して、それを受け、担任の先生方にも取り入れてもらうようにする、それから先生方の研修のテーマにも取り入れてもらうようにしたらどうか。

児童の様子で言うと、手話カレンダーに興味を持つ児童が多く、ポスターを見て、自分でもやっている。児童の関心を高めるという取組も必要ではないか。

ろう学校のことはあまり、知られていないので、学校外での活動として、ろう学校の見学、ろう学校の児童さん、生徒さんとの交流も、よい機会になるのではないか。

○全ての学校で取り組んでいただくために

小中学校で取り組むには、講演会や交流体験等に関する、市や社協から情報提供をいただけるとありがたく、できれば一覧表のような資料がよいのではないか。

以上のようなご意見をいただきましたので、今後の取組の参考にしたいと思っております。私の説明は以上です。

(須坂市社会福祉協議会)

本日三つほど資料をお届けしています。

○聞こえないってどういう事？学習・手話体験・交流の講座

(2023～2025 年度実績)

学習手話体験交流の講座ということで、各学校から依頼が参りまして社協で調整しているものだけ記載している。年間 6～7 回ぐらい依頼が来るというところです。先生方は年間計画を立てられていて、1 年間の計画で、5 月 6 月ぐらい、4 月 5 月あたりからも計画を立てて、秋にはこんなことをやりたいということで依頼が来ております。当然講座をやるときには、手話サークルさん、あと、聴覚障害者協会の皆さんに、当日学校に行って、ご協力をいただいております。

○福祉教育学習ガイド

この資料を、毎年 4 月の校長会のときに、学校で校長先生方が集まる会議がございまして、そこでこの資料を提示しています。

校長会で 4 月の校長会でも説明していますが、さらに、5 月には、福祉担当の先生方にお集まりいただきまして、実際の講座について、説明しています。

また、福祉体験などに取り組んでいただくと、社協から助成金出しますという内容の、赤い羽根共同募金の財源で助成金を出していることの説明もしています。そして、活用いただいております。

聞こえないという事だけでなく、全部の事業ということでは年間 60 から 70 回ぐらい学校にお邪魔させていただいて、授業に協力をしています。

○事例集 (資料のとおり)

以上です。

(須高地域自立支援協議会)

いろいろな取組を今後考えていく上で私ども事務局でも地域の皆様向けの障害のある方とか障害のある事業所とかの地域啓発ということで、イベントを年に 1 回程度やっています。そのイベントに、東中学校の 3 年生に参加いただいて、手話を使った歌を発表していただくと、地域に向けた発信にもなるのではと思いました。

あと、企業さんなどに向けて、よく私もちょっと調べると神奈川県とかで、手話で接客ができる店を認証する取組みがあるようです。長野市でも、障害者に優しいお店認証制度というものがあります。企業さんで手話奉仕員さんがいるとか、手話での接客ができるお店を、行政のほうで認証していく制度をつくると、普及できてよいのではと思います。

その裏づけとして、手話言語条例や、企業や事業所にも、合理的配慮がしっかりと、義務づけられたっていうことも合わせて、制度的にこの認証制度ができるとよい。

(須坂市聴覚障害者協会)

手話歌に対する意見がありますが、私としては、手話歌は、手話言語条例には結び

つかないと思っています。手話歌というのは、手話を学ぶきっかけだと思いますが、私たち聞こえない人にとっては、ちょっと抵抗があるんです。

東中学校の手話指導はありますが、聞こえないものとしては実際にはちょっと違和感があります。

手話は言語であるということを、1番に考えていただきて、手話をコミュニケーションの中心として考えていただきたいと思っております。

手話歌よりもまずは手話言語を覚えていただきたい。動画などで学ぶことは、良いと思いました。

進行（丸山福祉課長）

次に、（3）意見交換について、意見を求めた。

（民生児童委員協議会）

図書館に行き、「音のない理髪店」という本を読みました。

この中に、手話の歴史が書かれていて、どうして手話になのか、口話法でとか、手話を禁止されていたことなど、昔はこんな御苦労されたのだと初めて知りました。

やはり歴史があって、今のろう学校の成り立ちがあるっていうのを知りまして、昔の方はとっても先生方も苦労されてたと書いてあります。とてもいい本です。

図書館にあるこういう本を、中学校とか学生に、読んでいたく機会があれば、もっと理解できると思いました。

（須坂市聴覚障害者協会）

○私がろう学校にいたときはやはり小中高校、ずっと勉強のときだけは手話は禁止されていました。口話での勉強でしたが、それ以外は手話を使えるときもあり、勉強の時間だけは手話が禁止されている状況でした。

○私は、昔はろう学校では、先生が健常者で、黒板のほうを見ながら、書いてしゃべっているだけで、全く聞こえない人たちは、何を話されているのか授業の内容が分からぬ状況でした。分からぬときは、書いてくれることもありますが、手話だったら早いのですが、口の動きを見るのは、本当に大変で、一生懸命頑張って勉強するんですが、やはり授業中も手話が必要だと感じました。

子どもたちも我慢して、口話を身につけていたような状況です。

時代によって、だんだんと手話が取り入れられるようになってきています。

○私は、小学校では、もう手話で授業を受けていました。

（須坂市聴覚障害者協会）

小中学校で、先ほどの本はいいきっかけになるかと思います。

小中学校に聞こえない人に関する本を、障がい者のコーナーなどとして置いていただけだと、子供たちが自由に読むことが出来て、いいきっかけになると思います。

（手話通訳者）

本を手に取り読んでみようと思うきっかけも大事で、実際に当事者の方のお話を聞くことが関心を持つ良いきっかけになると思う。協会の方がいるので、ぜひ、声を

かけていただいて、実際の話を聞く機会を、子どもたちにたくさん作ってもらえた  
らしいと思います。

(福祉課)

実際に協会の方々にお話をしていただく機会っていうところで、地域や企業さんにも必要かと思いますが、県の出前講座など具体的にやっている例はありますか。教えてください。

(須坂市聴覚障害者協会)

実際に会社の中で、講演するのは本当に少ないです。ほぼないです。

理由は、会社の中では聞こえない人が実際には仕事をしていますが、外部の方を招くというのは会社としては、秘密保持などの理由で、外部の人が、会社の中に入るのではなくて遠慮してもらっているという話は聞いています。

手話を教えてほしいということはありますが、それだけではちょっと足りないとは思います。会社も、もう少しオープンになってもらえばいいと思います。

今後、聞こえない人が雇用され、聞こえない人とのコミュニケーションの場が必要になると思うので、会社の人も、外部の人を呼んで講演してもらうということにオーブンになってほしいと思います。

実際に、須坂市の聞こえない人は、会社の中で我慢しているという話はよく聞きます。

聞こえない人は、コミュニケーションを取るのが面倒だと思っている人や、今、仕事が忙しくてなかなかコミュニケーションのほうに積極的になるよりも、仕事を頑張ってるという聞こえない人が多いですかね。

ただ、忙しいからコミュニケーション出来ないのでなくて、やろうとしてくれる会社側の意思も大事かなと思います。

(須坂市社会福祉協議会)

今のところほぼ、企業さんからは依頼がないですね。どちらかというとほかのプログラムになってしまっています。

(須坂青年会議所)

今の意見を聞いて思ったことが、やはり私たちは、手話言語というところに対する知識というのが全くないというのを改めて実感しました。

それは、頭で知っていても行動出来なかつたら意味がないと思いますし、触れるきっかけというのがまだまだ少ないといましたの。前回、須坂青年会議所で出前講習をやってみないかという話もいただいたので、本日会議がちょうどありますので、メンバー向けに、手話言語条例が須坂でもできるようになることをきっかけに、青年経済人である私たちから、学んでいかないかと、訴えかけてみようと感じました。

進行（丸山福祉課長）

さまざまご意見、アイデアをたくさんいただきましたので、今後の取組の参考に

させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 4、その他について

次回の会議予定が1月下旬とありますが、今後の進め方について説明します。  
11月、12月にかけましての市民の皆様からですね、広く意見を募るパブリックコメントを実施する予定でございます。  
その結果の特段大きな修正点や、条例の方向性を変更するような意見がなかった場合は、次回の、1月下旬会議とありますが、こちらは書面で開催をさせていただきたいと考えております。  
その際には、最終案を皆様にお届けしまして意見を伺う形とさせていただければと思っております。

またパブリックコメントの結果、重要な修正等を生じた場合は、改めて、今日のようにお集まりいただき会議を開催したいと思います。

長時間にわたり、ご審議いただき、貴重な御意見をお聞かせいただき御礼申し上げます。これをもちまして閉会とさせていただきます誠にありがとうございました。